

〔提出者〕 日本共産党神奈川県議会議員・井坂 新哉（横須賀市選出）

（注）一問一答形式に編集／アンダーラインは質問の中心部分

文責：日本共産党神奈川県議会議員団

## 【質問項目】

## 【Ⅰ】 災害対策、防災対策の強化について

- （１）防災備蓄について
- （２）福祉避難所の開設訓練について
- （３）個別避難計画について
- （４）浸水想定区域の見直しについて

## 【Ⅱ】 県立病院の諸課題について

- （１）県立病院の看護師不足と労働環境の改善について
- （２）県立病院でのクラウドファンディングについて

## 【Ⅲ】 看護師確保について

- （１）修学資金貸付制度の拡充について
- （２）看護師等の就職支援と病院の採用支援について

## 【Ⅳ】 特別支援学校の教育環境の整備について

- （１）生徒数の増加への対応と新たな学校整備について
- （２）老朽化対策について
- （３）特別支援学校の教員不足の解消と免許取得への支援について
  - １）特別支援学校の採用を増やすための取組について
  - ２）非常勤で勤務している教員の採用について
  - ３）免許取得への支援について

## 【Ⅴ】 三浦半島中央道（桜山・長柄区間）の見直しと逗葉新道の無料化について

- （１）三浦半島中央道（桜山・長柄区間）の必要性に関する交通量等の比較について
- （２）逗葉新道の無料化について
- （３）逗葉新道の利益の使途について
- （４）三浦半島中央道の計画の見直しについて



## 【Ⅰ】 災害対策、防災対策の強化について

## （１）防災備蓄について

7 月 2 8 日に発生した熊本地震では多くの方が亡くなり、今なお避難されている方も多数います。熊本では 1 0 年前の地震から避難所の体制があまり進んでいないとの指摘もあり、災害が多い日本の避難所対策の強化は急務となっています。

避難所の設置、開設、物資の確保などは市町村の仕事となっておりますが、特に備蓄については市町村の役割であるため、どのような物資を備蓄しておくかについてはそれぞれの判断に任されています。

例えば、県内市町村の食料備蓄データを見ますと、主食の備蓄について大きなばらつきがあります。横浜市はお米（アルファ米等）の備蓄は 0 食ですが、代わりにパンを 4 6 0, 0 0 0 食備蓄しています。一方、川崎市はお米を 2 7 3, 4 0 0 食備蓄していますが、パンは 0 食となっており、相模原市はお米を 2 3 4, 7 5 0 食、パンを 1 6 8, 7 2 0 食とバランスよく配備しています。

また、乳幼児やアレルギーを持つ子どもたちを守る粉ミルクの備蓄でも自治体間での格差が生じています。

県内最多の備蓄量は厚木市の 5, 0 5 6 kg となっており、横浜市が 3, 2 5 0 kg（うちアレルギー対応 3 6 7 kg）、藤沢市が 6 1 2 kg と手厚く備蓄している一方、県内の 1 2 自治体は常時備蓄が 0、または空欄となっています。

さらに、体育館や避難所で避難者の距離やプライバシーを守るためのテントについても大きな違いがあります。

相模原市が6, 261張、横須賀市が4, 270張と突出していますが、人口が最も多い横浜市は918張、川崎市は908張となり、大磯町の4張や山北町の3張など、人口規模や避難者想定に対して配備が非常に少ない市町村が見られます。

このように備蓄品をみても各市町村で大きな違いがありますが、基本的に用意しておくべき備蓄品については、国が責任をもって支援することが必要と考えます。また、市町村だけで備蓄することが難しいものについては市町村と連携して県が備蓄するなどの検討も必要であり、備蓄の役割分担を見直すことが必要ではないでしょうか。そして、災害発生後の時間的な状況変化を見て、現地にとって必要な物資が迅速に届くように検討するべきと思いますが、知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

市町村は、概ね発災後3日間における避難生活を過ごすための、水や食料、毛布などの物資の備蓄を行っています。また、県や市町村では、備蓄以外に食料や資機材を提供いただける民間事業者と事前に協定を締結しています。この他、県では、令和6年の能登半島地震等を教訓に、避難所用テントやベッドなどを購入し、市町村の倉庫などに配置するなど、市町村と連携した備蓄を進めています。

国は、大規模災害時、被災都道府県からの具体的な要請を待つことなく、食料や毛布、携帯トイレなど、被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目）のほか、避難所環境の整備に必要な冷暖房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等を調達し、被災地にプッシュ型で支援することとしています。これを受け、県は、支援物資を一時的に受け入れ、市町村の拠点に迅速に輸送できるよう、市町村や関係機関と連携し、毎年度訓練を実施しています。

また、国は、令和7年4月から「新物資システム（B-PLO）」を運用していますが、このシステムでは、各自治体が事前に備蓄している品目や数量を入力することとなっています。県は、このシステムで、市町村の備蓄数を把握しています。なお、災害発生時にも、このシステムを通じて、被災者や避難所環境などのニーズに応じた物資、いわゆるプル型の物資調達について、国などに要請を行い、物資を調達することができるとの仕組みがあります。

県は、今後も国や市町村等と連携した備蓄等を進めるとともに、発災時に必要な物資を迅速に被災者に届けるための取組を進めていきます。

## （2）福祉避難所の開設訓練について

福祉避難所は要配慮者の避難所としてとても重要となっていますが、能登半島地震、熊本地震においても福祉避難所の開設が思うようにできず、多くの課題が指摘されています。

昨年、県は横須賀市、三浦市、鎌倉市で福祉避難所の開設訓練の支援を行い、横須賀市では二次福祉避難所開設・運営訓練と一次福祉避難所の要配慮者スクリーニング訓練、そして特別養護老人ホームを活用しての三次福祉避難所開設・運営訓練を実施しました。また、三浦市では特別養護老人ホーム、鎌倉市では老人福祉センターを利用した福祉避難所開設・運営訓練を行いました。

この事業については、報告書が本年2月に出されています。それによると、訓練参加者のほぼ全員が「訓練は役に立った、理解できた」と回答し、訓練の効果が非常に高かったことが見て取れます。特に、福祉避難所に行くまでの流れや開設のための準備など、連絡・調整・受け入れの一連の流れを体験することで「マニュアルを読むだけでは得られない実践的な理解」が深まったという声も多く、実際に体験することの重要性が参加者から出されていました。まずは、最初の取り組みとして非常に高い成果を上げたと思います。

一方で、課題も指摘されています。共通して出された課題としては、職員研修・知識習得が不足していることが最多となり、マニュアルの整備・見直しについては、今回の訓練を行ったことで、スクリーニングの基準、受け入れ判断フロー、聞き取りの書式などマニュアル等に明示すべき事項が指摘され、改善が求められるとのことです。

この他、連絡体制・情報共有の整備、開設のための設営訓練や備蓄品の充実、人員確保と体制の継続性などが挙げられています。

このような状況を見ても昨年の訓練については非常に有意義なものだったと考えますが、県としてどのように評価し、どのような課題が浮き彫りになったと考えているのか、知事の見解を伺います。

また、今回の訓練は、県がそれぞれの市町村を支援し情報共有を進めるという点でも大変重要な取り組みであり、今後このような訓練を県内の全市町村で実施できるようにすることが大切です。県としてこの事業を継続し、全市町村が訓練をできるようにするべきと考えますが、県としての方向性について知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

昨年度実施した福祉避難所の開設訓練では、建物の安全確認から避難者の受入れまで、実際に開設作業全体を一通り体験することで、作業に必要な職員数や発電機などの機材管理の方法、連絡体制の構築、福祉避難所の受入基準の運用など、実際の災害時に直面するであろうと思われる実務的な問題が多数明らかとなりました。

これらは机上の想定だけでは把握できないものばかりであり、こうした訓練を行ったからこそその成果であるとも言え、訓練から得られた経験は、今後の訓練やマニュアル作成に積極的に活かしていきたいと考えています。

また、本事業につきましては、令和8年度も引き続き3市で訓練の支援を行う予定としています。

一方で、避難所の開設・運営は一義的には市町村の責務であるため、県として今後どのように市町村における福祉避難所の開設に係る支援を行っていくか、本事業を2年間モデル的に実施した成果を基に、県内市町村への今後の展開・定着を検討してまいります。

### (3) 個別避難計画について

福祉避難所の開設訓練と併せて、要配慮者の個別避難計画の策定は、県内市町村も取り組んでいるもののなかなか進まない状況です。

町内会・自治会を通じて、要配慮者の把握や計画策定の承諾を得るなどの作業を進めることとなりますが、それぞれの町内会・自治会が取り組むことには限界があります。

個別避難計画の策定を進めるためには、日常から要配慮者と接している方が参加して計画作成に関わり、自治体や事業者、町内会等と連携を取ることができれば、実効性が高まると思います。

例えば、介護保険を利用している方であればケアマネジャーや地域包括支援センターの職員、障害福祉であれば計画相談にあたっている相談支援専門員などが参加し、個別避難計画の策定に携わるようにすることです。

ただ、そのためには、計画策定のための報酬を支払うために県や市町村が補助金等を創設し、対応することが必要になると思います。

県として個別避難計画の策定にケアマネジャー等がかかわることについてどのように考えているのか、知事の見解を伺います。また、そのために補助金等の創設を行うべきと考えますが、知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

ケアマネジャーなどの福祉専門職は、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、また、福祉サービス提供に係るケアプランと合わせて個別避難計画を作成することが効果的であるため、計画作成へのケアマネジャーの参画は大変重要です。

そのため県では、今年度から、ケアマネジャー、相談支援専門員等の福祉専門職を対象に、個別避難計画作成や関係者との調整に関する知識及び技術の習得を目的とした研修の実施に取り組んでいるところであり、これにより市町村が専門職と連携して計画作成に取り組めるよう後押ししてまいります。

また、県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、「地震防災戦略」に掲げる減災目標

の達成に向けた対策や、「水防災戦略」に基づく風水害対策、消防防災力の強化などの取組を更なる実効性をもって推進するため、その根幹となる自助・共助の取組や災害時の広域的な対応を図る市町村を支援しています。

この補助金では、補助メニューのうち防災戦略推進事業において、要配慮者の避難支援体制整備事業として、個別避難計画の作成に係るシステム導入・機能強化費用や、個別避難計画の作成にケアマネジャー等がかかわる際の報償費に対し補助を行っており、令和7年度は、9市町において個別避難計画の作成に本補助金が活用されています。

そのため、新たな補助金等の創設は考えておりません。

#### (4) 浸水想定区域の見直しについて

本年8月には千葉県、北陸の3県などで豪雨災害が発生し、9月には名古屋市でも豪雨により地下鉄や地下街に水が浸入し、大きな被害をもたらしています。

被害が大きかった千葉県では、9月7日時点で死者13人、重軽傷46人、建物の被害が全壊12棟、半壊と一部破損で2,455棟、床上・床下浸水は合計3,753棟となっています。

また、報道によれば千葉市中央区、緑区、柏市等の浸水想定区域外でも被害が発生しているとのことで、一般的な下水道が処理できる雨量である1時間に50ミリ程度に対して、今回は1時間に100ミリを超えていたため、排水が追いつかず、内水氾濫が起こったからとのことでした。

本県は、浸水想定区域図を作成するとともに、河川整備、遊水地の設置、地下貯留槽の設置などで大雨による災害対策を行っています。しかし、今回の千葉県の豪雨災害での内水氾濫の状況を見ると、本県で作成している浸水想定区域の見直しが必要になっていると思います。

県として、近年の豪雨災害を参考にして、市町村が策定する洪水や内水のハザードマップ等を含めた浸水想定区域の見直しを行う必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

水防法に基づき、内水氾濫の浸水想定区域については市町村が指定し、河川氾濫による洪水浸水想定区域については県が指定することとなっています。

これらの浸水想定区域を基に、避難場所などを示した内水及び洪水ハザードマップを市町村が作成し公表しています。

国は、今回の千葉豪雨による内水氾濫の状況を踏まえ、新たに学識者等による検討会などを設置し、これまでの内水の浸水想定区域の考え方を検証することとしました。

県は、こうした国の動向を注視するとともに、市町村に対して国の検討会などの検討結果を速やかに情報共有するなど、引き続き支援していきます。

また、洪水浸水想定区域についても、今後の国の動向を注視しながら、適切に対応してまいります。

## 【Ⅱ】県立病院の諸課題について

### (1) 県立病院の看護師不足と労働環境の改善について

本年6月に診療報酬の改定が行われ3.09%の引き上げになったとはいえ、物価高騰や人件費の増に追いつかないなど、実際の病院経営を改善するだけの報酬増とはなっていません。

県立病院でも経営は厳しい状況となっており、その要因の一つとなっている看護師不足については、早急に解決しなければならない重要課題です。

先日、県立こども医療センターに勤務する看護師の方から話を聞くことができました。

現場では「やりたいことができない」だけでなく、患者サービスの低下として、例えば、患者のシャワー・入浴回数を減らさざるをえなかったことや食事提供が遅れること、家族に寄り添う時間の確保が困難になっていることなどが出されました。また、ICUに関しても、経験のある人材の不足が重なり、教育や安全の確保が課題となっているとのことでした。

看護師不足は、これらのサービスに影響するほか、労働環境の悪化にもつながっているとのことで、年次有給休暇の取得（法律上の5日）すら十分に守られていない状況もあるとのことでした。

県の調査によると県立5病院の看護師の年次有給休暇の取得状況は、1年間で20日の付与日数に対して、こども医療センターでは平均で10.4日、循環器呼吸器病センターでは10.3日となっています。これはあくまでも平均であることや保健師や任期付職員等を含んでいるため、正規職員の取得はもっと少ない可能性もあります。このような状況を早急に改善しなければなりません。

県として県立病院の看護師不足への対応と看護師等の労働環境の改善のためにどのように取り組むつもりなのか、知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

県立5病院を運営する県立病院機構においては、看護師の確保として、民間企業が実施する合同説明会の参加や各病院での就業体験のほか、SNSによる広報などにより、各病院の魅力を発信するなど確保に努めています。

令和8年4月1日現在の機構全体の看護職員数は1,731人となり、看護師の充足率は98.4%であり、県では必要な人材をほぼ確保できていると認識しています。

一方で、看護職員の中には休業中や、育児や介護のために夜勤ができない方も一定程度いることから、病院機構では、契約職員等の期間雇用職員の募集を積極的に行うことで、必要な勤務体制の確保に努めています。

また、病院機構の年次休暇の取得については、令和7年度の職員一人あたりの年次休暇取得日数は10.8日で、病院機構が作成する年度計画における年間15日の目標値に対し、7割の達成となっています。

そこで、病院機構においては、病院長等が出席する会議において、年次休暇の取得状況や各病院の取組を共有するとともに、新規採用職員研修における制度説明や部署ごとに上司が丁寧に声かけするなどにより、看護職員が計画的に休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいます。

県立病院における看護師の確保や働きやすい環境の整備に向けて、県としても引き続き、看護職員の確保状況や年次休暇の取得状況を確認しながら、必要な支援をしてまいります。

#### （2）県立病院でのクラウドファンディングについて

県立こども医療センターでは、P I C U病棟へのスマートポンプの導入を目指して、本年3月2日から6,000万円を目標としてクラウドファンディングを実施し、5月29日に寄付者2,250名、目標額を上回る7,211万円が集まり、終了しました。

スマートポンプの導入は、看護師がこどもや家族に向き合う時間を作るうえでとても有効なもののことです。

県の説明では、手術後、強心剤や尿を出しやすくする薬、鎮静剤や鎮痛剤など数種類の薬を非常に微量でゆっくりと投与するため、1つの薬につき1台のシリンジポンプが必要となり、1人あたりおよそ10台から15台を使用します。看護師はそのポンプの状況を1時間ごとに2名体制でダブルチェックを行い、電子カルテへ手入力していくため、とても時間がかかっていました。一方、スマートポンプにはA Iが搭載されており、設定値に対する稼働状況の把握や記録を自動で行い、エラーなどを警告表示する機能を持っているため、看護師の確認作業の負担が減り、こどもや家族に寄り添い、より手厚く親身な看護ができるようになることが期待されるということです。

このようにとても有用で機能的な機器であるため、今後の十分な活用が期待されます。

しかし、一方で、これだけ有用な機器であり看護師の負担軽減や患者や家族へのサービス向上が図られるのであれば、本来はきちんと計画的に予算を立て導入すべきものであり、クラウドファンディングのような不安定な財源で導入するものではないと思います。

県立病院の厳しい経営状況があるとはいえ、本来、県が支援をしてこのような機器の導入を図るべきと考えます。また、今後、同様に重要な機器の導入に対してクラウドファンディングを進めること

が当たり前になるのでは、本来の病院機能を向上させることにつながらないと考えます。

今回のクラウドファンディングの成功を捉えた上で、今後のクラウドファンディングを実施する際の基準を作ることが必要と思いますが、知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

県立こども医療センターを含む県立病院機構では、医療機器は、病院機構の予算の中で購入しており、県はその購入費用の一部に運営費負担金を支出しています。

毎年度、病院の現場からは、新規購入や更新が必要となる医療機器の要望がありますが、病院機構や県の予算にも限りがある中で、一度にすべての医療機器を購入することは困難です。

こうした中、クラウドファンディングという手法により、広く県内外の方々にご協力いただきながら、医療機器を整備していくことは、病院機構の多様な財源の確保だけでなく、病院のPRという点からも有効であると考えます。

今後も、医療機器の購入に当たっては、その必要性や緊急性などをもとに、病院機構が予算を調整し、県も負担金により支援することが基本と考えていますが、そうした中でも、クラウドファンディングによる資金調達が有効と見込まれるものについては、病院機構が実施を判断するものと考えています。

県として、病院機構の医療機器の整備に当たり、必要な財源を確保できるよう引き続き支援してまいります。

### 【Ⅲ】看護師確保について

#### （１）修学資金貸付制度の拡充について

現在、地域医療構想の改定に向けて県として論議をしている状況です。特に看護師不足は深刻で、県の看護職員の目標数９万７，０３８人に対して実際は８万９，２０５人となっています。

県は看護師確保のための修学資金貸付事業を行っており、看護師や保健師等に対して公立では月額１万７，０００円、私立では月額２万円。免除要件も５年間もしくは３年間の県内就労となっています。しかし、支援額や対象等が近隣地域と比較して低い状況があります。

例えば、東京都では月額２万５，０００円～１０万円と就労要件などによって金額が変わります。また、埼玉県では公立では月額２万２，５００円、私立では４万５，０００円。静岡県、山梨県では公立で３万２，０００円、私立で３万６，０００円となっています。

このように、県の修学資金貸付制度は貸与額が低く、制度の拡充が必要と思いますが、知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

県では、県内で就業・従事する看護師等の確保を目的とした看護師等修学資金貸付金制度を運用しています。修学生の卒業後の県内就職率は９０％を超えており、目的に資する制度となっています。

修学資金の貸付制度は、各自治体の予算規模や地域の実情に合わせて運用されていると認識しており、本県よりも高い貸付金額を設定している近隣都県があることは承知していますが、給付条件や返還免除の要件、貸付者数も様々であることから、貸付金額のみで制度を比較することは困難であると考えます。

修学資金貸付制度が、看護の道へ進む人を増やし、県内の就業看護師を増加させるため、より効果的な制度となるよう、今後も関係団体と意見を交換しながら、検討してまいります。

#### （２）看護師等の就職支援と病院の採用支援について

県内の病院等からは、看護師を採用するための派遣業者への費用が高額で大変だとの声もあり、２０２６年第２回定例会で県議会として国に「医療機関が有料職業紹介事業者に支払う高額な手数料の是正を求める意見書」を提出しました。一方、神奈川県看護協会が運営しているナースセンターは無

料相談と看護師の紹介事業なども行っていますが、人員や予算、システムなど紹介事業のノウハウがあまりないこと等から、その事業があまり進んでいないとのこと。

看護師の当事者団体であり利益を追求する団体ではないことから、広報戦略やシステム改良の支援など県としてこの事業に対する支援をする必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、県が「かながわ j o b フェア」として就活セミナーや面接会を実施していますが、同様な支援を看護師の就職フェアや就職マッチング事業などに対しても行うことが必要と思いますが、知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

ナースセンターの事業は、看護人材を確保するため、県が県看護協会に運営を委託しているものであり、その事業効果を高めることは重要と考えています。

そこで、今年度は、マッチング支援に関する情報等を求職中の看護師へ直接届けられるよう、ナースセンターへの運営委託費の中で、SNS 広告などの広報費を増額しており、今後も県看護協会と相談しながら、必要に応じて内容の充実等を検討していきます。

また、県看護協会でも、看護師の就職フェアを昨年度から実施しており、県は同事業への後援や広報面での協力を行っていますが、さらなる支援については、今後も関係団体と意見を交換しながら、検討してまいります。

### 【IV】 特別支援学校の教育環境の整備について

#### （１）生徒数の増加への対応と新たな学校整備について

教育委員会の資料によると、近年特別支援学校に通う児童生徒が増えています。特別支援学校の在籍者では 2022 年度には、幼稚部から高等部まで総数で 8, 202 人だったものが、2025 年度には 8, 681 人と 479 人の増となっています。

そのため、各支援学校では教室が不足して、特別教室を普通教室に転用する状況が増えています。2022 年度から 2025 年度までで、12 校で 34 教室の転用が図られています。また、平塚支援学校や保土ヶ谷支援学校では教室不足の対応としてプレハブ教室を設置しており、両校で 24 教室、192 人を受け入れています。

県は、藤沢支援学校の肢体のクラスの設置、(仮称)川崎南部支援学校、(仮称)横浜東部支援学校の設置の方向性を示していますが、それだけでは児童生徒の増には対応しきれない状況です。

県教育委員会はこのような状況をどのように認識し、どのように対応をしようと考えているのか、教育長の見解を伺います。

また、これらの課題に対応するために統廃合された小・中学校や県立高校を転用することも検討する必要があると思いますが、教育長の見解を伺います。

#### 【花田忠雄教育長】

県教育委員会では、令和 4 年に策定した「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、現在、横浜東部方面及び川崎南部方面における新校整備や、平塚支援学校等既存の学校における増改築を計画的に進めていますが、特別支援学校に対する就学ニーズは依然として高い現状があります。

そのため、一部の学校では、特別教室を普通教室に転用するなど、応急的な対策に取り組んでいます。

また、特定の特別支援学校に子どもが集中しないように、近隣の学校を含めた就学区域の見直しを進めています。

こうした取組により、特別支援学校に対する就学ニーズの高まりに対応するとともに、子どもたちが安心して学べる教育環境の確保に努めていきます。

なお、横浜東部及び川崎南部方面の新校は、横浜市、川崎市の市立小学校跡地を活用することとしており、今後も両市と連携を図りながら整備を進めてまいります。

## (2) 老朽化対策について

特別支援学校では老朽化対策も喫緊の課題であり、校舎・設備の老朽化が日常運営だけでなく災害時にも重大なリスクになると指摘されています。具体的には「給水管が古くなっているがなかなか交換されない」、「エアコンが故障しているが改修が遅い」、「雨漏りの改修が遅く天井にカビが生えている」、「体育館の雨漏りがひどい」、「重くて開閉がしにくい教室のドアの改修がされない」、「地盤沈下が起こっている」など、多岐にわたって老朽化の現状があります。

県教育委員会によると、2025年度では特別支援学校の老朽化対策等として、新まなびや計画に含まれる長寿命化対策などで約5億6,120万円、各所営繕費として約2億4,005万円、小破修繕の維持修繕費として約4,479万円が計上されたとのことです。しかし、特別支援学校は29校、分教室は20教室ある中で、これだけの費用では到底現場の要望に応えることはできないと思います。

特別支援学校の老朽化対策を強化するために大幅な予算の増額が必要と思いますが、教育長の見解を伺います。

### 【花田忠雄教育長】

現在、特別支援学校の6割以上が建築後40年を超えており、校舎の老朽化が進んでいます。

県教育委員会では、現在、新まなびや計画に基づき、県立学校の老朽化対策に取り組んでおり、昨年度は、特別支援学校11校で外壁の改修や給水管の更新など、教育環境の維持・保全を図りました。

また、新まなびや計画が来年度で終了することから、現在、新たな施設再整備計画の策定に向け、各学校の現況調査等を実施しています。

こうしたことにより、今後も特別支援学校の適切な老朽化対策に向けて、必要となる予算額の確保に努めてまいります。

## (3) 特別支援学校の教員不足の解消と免許取得への支援について

これまで述べてきたように、児童生徒の増への対応には、教員不足の解消も大きな課題です。教育委員会の資料によると特別支援学校の教員不足は深刻で、2026年度では定員数3,443人に対して74人も不足する状態です。

### 1) 特別支援学校の採用を増やすための取組について

このような状況に対して、県教育委員会として採用を増やすためにどのような取り組みをしているのか伺います。

### 【花田忠雄教育長】

県教育委員会では、特別支援学校の採用を増やすための取組として、昨年度から、教員採用試験において、特別支援学校の教員免許を持っていなくても、小学校等の免許があれば受験できるなど、受験要件を大幅に緩和しました。また、今年度からは、秋期試験の対象校種を、これまでの小学校から特別支援学校に変更しています。

こうしたことにより、今後も特別支援学校の教員確保に取り組んでまいります。

### 2) 非常勤で勤務している教員の採用について

また、非常勤で勤務している教員については、優先的に正規教員として採用するなどの対応も必要と思いますが、教育長の見解を伺います。

### 【花田忠雄教育長】

正規教員としての採用にあたっては、教員採用試験に合格することが必要ですので、非常勤職員として現に学校で勤務している教員であっても、試験での合格を経ずに正規教員に採用することはありません。

### 3) 免許取得への支援について

また、国の調査によると支援教育にかかわる教員の免許取得状況は、86.7%となっています。県教育委員会は免許取得のために夏休みに講座などを行っているとのことですが、非常勤の教員など

も含め希望する教員に積極的に講義を受けてもらえるような支援策の拡充が必要です。教育長の見解を伺います。

**【花田忠雄教育長】**

県教育委員会では、特別支援学校の教員免許取得を促進するため、文部科学大臣が認定する免許法認定講習（特別支援教育）を、県内の政令市と共催で、毎年実施しています。

この講習は、非常勤の教員は対象外ですが、毎年、多くの希望者が受講できない状況が続いていますので、今後、政令市と必要な対応を検討してまいります。

**【V】三浦半島中央道（桜山・長柄区間）の見直しと逗葉新道の無料化について**

**（１）三浦半島中央道（桜山・長柄区間）の必要性に関する交通量等の比較について**

昨年、一昨年と三浦半島中央道の桜山・長柄区間について都市計画変更の説明会などが行われ、都市計画案の縦覧および意見書提出が９月１０日まで行われていました。

そもそも三浦半島中央道は１９９３年に都市計画決定されましたが、桜山・長柄区間については住宅地の直下でごく浅い深度にトンネルを掘る工事で、周辺は脆弱な風化泥炭層を含むため直上の周辺住民に多大なリスクを強いる上に、逗子側では大規模な山の開削工事が予定されているため環境への影響も非常に大きいものとなっています。

しかし、この道路建設の効果が明確に示されておらず、いまだに多くの周辺住民の理解を得られていない状況です。今回の計画変更に伴う住民説明会や公聴会でも、そもそもの道路計画の必要性を問う声が出され、この計画の見直しが求められました。

説明会等で示された資料での交通量予測では、現在でも混雑が顕著な逗子側坑口の逗子警察署入口交差点周辺では、桜山・長柄区間の開通により数千台規模の交通量の増加が予想されており、近接した既存の３つの交差点がさらに複雑化することもあり、住民からはさらなる混雑が懸念されています。

これに対して県は、県道２４号線に「右折レーンの設置と信号調整で対応可能」と説明していますが、県はその定量的な根拠を何も明らかにしていません。また、県は都市計画変更の説明の際に「災害対策のためまっすぐな道路が必要」と話をしていますが、逗子側が現在より混雑する事態となればこの付近の車の通過時間は現在より長くなる可能性が高く、災害対策として効果があるのか疑問が残ります。

このような疑問等を解消するためにも、交通量予測に基づき逗子側の混雑度や建設効果について定量的に検証できる数値を示す必要があるため、以下の数値の回答を求めます。

１つは、ピーク時間帯における桜山７５号線のＪＲ踏切の「閉鎖時」と「非閉鎖時」（ＪＲ通過本数は、平日１７時台で上り４本、下り４本、１８時台で上り３本、下り３本）の「北側トンネル建設あり」と「建設なし」の全ケースについて、以下の数値を示すこと。（いずれも便益計算の元になる２０４０年の値）

- ① 逗子側坑口周辺の「逗子警察署入口」「逗子葉山高校入口」「逗子警察署の西４０ｍにある桜山７５号の交差点」の３か所の混雑度（Ｖ／Ｃ）。
- ② ピーク時に踏切閉鎖が連続した場合、踏切の待ち行列が（仮称）逗子警察署西側交差点・逗子警察署入口交差点まで到達し、交差点機能を阻害するかどうか、定量的に検証するためにこの３つの交差点、及び桜山７５号線のＪＲ踏切における最大滞留長・最大渋滞長。
- ③ 湘南国際村入口交差点を含むゾーンから、逗子警察署を含むゾーン、及び逗子消防署を含むゾーンまでのＯＤ旅行時間。

また、上記①～③との比較対象として以下の数値を示すこと。

- ④ ①に記載した３か所の交差点のピーク時間帯の観測交通量に基づき算出した交差点の混雑度。
- ⑤ 過去に実測された各交差点の最大渋滞長・最大滞留長（平成２６年１２月調査等、上記①の交差点と桜山７５号の踏切）。

⑥ 現況配分に基づき、③と同ゾーン間のピーク時間帯のOD旅行時間。

2つには、桜山・長柄区間の建設がどの道路の渋滞緩和に役立つのかを具体的に示すために、県のホームページで「周辺道路の交通量の変化」に示されている①～⑧地点、A～H地点での道路に加えて、周辺道路である桜山151号線（葉桜団地入口交差点～川久保交差点）と県道311号線（長柄交差点～田越橋交差点）について、桜山・長柄区間の「建設あり」と「建設なし」の2040年の方向別の予測交通量を示すこと。

また、これらの予測値を含めた交通量予測の詳細データについては、市民からの情報公開請求に対し県が公開を拒否したと聞いています。多額の税金を投入する道路建設の効果を示す最重要データであることから、透明性を期すためにも公開するべきと思いますが、知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

三浦半島中央道路は、逗子市・葉山町・横須賀市を結んで三浦半島地域の骨格を形成し、国道134号等周辺道路の交通混雑緩和や地域の交流・連携に寄与するとともに、災害時の代替路となる主要幹線道路として、平成5年に都市計画決定しています。

これまで県は、平成16年までに、県道217号（逗子葉山横須賀）の湘南国際村から県道311号（鎌倉葉山）の南郷トンネル入口交差点を結ぶ約4.7キロメートルの区間を順次、整備を進め供用してきました。

その北側に続く三浦半島中央道路（桜山・長柄区間）では、ご質問いただいた数値は把握していないため、お示しすることは出来ませんが、新たに実施した将来交通量推計により、約8,100台／12hの交通量が見込まれ、また、国道134号の逗子海岸付近で現況約11,700台／12hの交通量が約10,500台／12hに、また、逗子市道桜山115号線の逗子葉山高校付近で現況約4,300台／12hの交通量が約1,600台／12hに減少が見込まれるなど整備効果を確認し、地元説明会や県のホームページで公表しています。

#### （2）逗葉新道の無料化について

桜山・長柄区間の計画に関しては、住宅街の通過車両の解消も大切な課題となっています。

しかし、この通過車両の多くは、有料の逗葉新道を回避するための迂回車両と推測されます。三浦半島中央道の必要性を考える上で、逗葉新道の無料化を併せて検討する必要があると思います。

そのためには逗葉新道を無料化した場合の交通量予測を行い、桜山・長柄区間を建設することと逗葉新道を無料とすることのどちらが費用対効果が高いのかを比較検討する必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

東西方向の逗葉新道と、南北方向の三浦半島中央道路とは方向が異なり、役割が異なることから、これら二つの道路を比較検討することは困難です。

また、三浦半島中央道路は、住宅地に流入する南北方向の通過交通の転換を図るためにも必要と考えています。

なお、逗葉新道は、道路公社が「道路運送法」に基づき、自らの経営に資するものとして建設し、所有している道路であり、無料開放を前提としておらず、無料化にあたっては、公社の経営に与える影響など、様々な課題の対応を見極める必要があります。

#### （3）逗葉新道の利益の使途について

県道路公社が所管していた本町山中有料道路は、2022年3月に料金徴収期間を終え県道に移管しましたが、その際、建設費用の154億円の償還には、主に有料道路料金から積み立てられた償還準備金の66億5,237万6,115円と道路事業損失補填引当金の18億6,091万382円が充てられました。しかし、それだけでは償還ができなかったため、不足分の68億8,671万3,503円は特別損失として計上され、県道路公社の剰余金が充てられています。

県道路公社の剰余金の内訳をみると、逗葉新道の利益の他、駐車場や土木試験所、付帯事業の利益が計上されており、それらの割合から換算すると本町山中道路の償還不足分の少なくとも約57%、約40億円が逗葉新道の利益で賄われたことが想定されます。

本年8月下旬に私たちは、国交省に対して逗葉新道の無料化について聞き取りを行った際、国交省は県道路公社から本町山中道路の償還不足分の前資については「駐車場利益と県の出資金の支払の猶予という形で充当しており、逗葉新道利益は充てていない」と回答されたと説明しました。

しかし、本町山中道路の償還不足分の特別損失を差し引く直前の剰余金は116億6,914万9,996円、特別損失を差引いた後の2021年度末剰余金は47億8,243万6,493円となっています。一方2021年度末までに剰余金として累積された逗葉新道の利益の総額は67億161万1,394円ですから、「逗葉新道利益を本町山中償還には使わなかった」という説明は成り立ちません。

このような状況から、出資金の支払猶予の前資についての回答を求めます。

また、そもそも、神奈川県道路公社定款第23条第2項によれば「毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理」することが規定されており、準備金とは剰余金の前年度末の額を意味します。毎年度の当期利益に占める逗葉新道利益は約70%であることを考えれば、定款第23条2項は、一般有料道路（道路整備特別措置法）の償還不足分の主たる財源として一般自動車道（道路運送法）である逗葉新道の利益を充てることを当初から計画しているとすることができます。

本町山中道路は独立採算が基本となっているにも関わらず、逗葉新道の利益を充てることは道路整備特別措置法の理念に反すると思いますが、法的な問題はないと考えているのか、知事の見解を伺います。また、そのようなことが常態化しているとしたら経営方針としての問題があると考えられますが、知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

本町山中道路の建設費用154億円の償還については、償還準備金の66億5,237万6,115円と道路事業損失補填引当金の18億6,091万382円を充当しています。

また、不足分については、公社の自主事業である駐車場事業の利益による準備金38億671万3,503円を充当しているほか、県の出資金相当額30億8千万円を返還猶予しており、出資金の前資として逗葉新道の利益を充当していないため、法令上や経営上の問題もありません。

なお、逗葉新道の管理・運営に影響を与えなければ、逗葉新道の利益を有料道路の償還に充てることができることを国に確認しています。

#### （４）三浦半島中央道の計画の見直しについて

これまでも示してきたように、三浦半島中央道（桜山・長柄区間）については、交通量予測の検証や費用便益計算の具体的根拠など多くの課題を含んでおり、その必要性について再度検討することが求められます。

また、湘南国際村の都市計画とも関連する横須賀市部分では、計画が全く進んでいません。

国交省の「都市計画運用指針」を受け、県は2006年に都市計画道路の見直しガイドラインを示し、いくつかの道路の計画見直しを進めました。また、逗子市も葉山町もこれらの指針を受け、都市計画の見直しを2014年に行いましたが、三浦半島中央道（桜山・長柄区間）については計画から19年目ということで見直しの対象とされませんでした。

しかし、計画当時から30年以上も経過しており、社会状況の変化や人口減少、地域住民からの理解が得られていないなどの状況を見ると、都市計画道路の見直し方針に基づき改めて検討する必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

#### 【黒岩祐治知事】

都市計画道路見直しのガイドラインにおいては、県の交通施策の基本的な方向を示した「かながわ

交通計画」で一般幹線道路として位置づけた路線は、幹線道路ネットワークの観点から整備が望まれる路線とされているため、必要性が高い路線と判断するとしています。

県は、令和4年3月に、地元市町の意見聴取や県民意見募集を経て、かながわ交通計画を改定し、この中で逗子市及び葉山町が都市計画決定した三浦半島中央道路（桜山・長柄区間）を一般幹線道路に位置づけています。

さらに、令和8年3月に地元市町の意見聴取や県民意見募集を経て改定した「かながわのみちづくり計画」において、三浦半島中央道路（桜山・長柄区間）を令和17年度までの10年間に整備を推進する道路として位置づけており、県としては、現在変更の手続きを進めている都市計画案のとおり、整備を推進する必要があると考えています。